

福岡県バス・タクシードライバー魅力発信業務委託 企画提案公募実施要領

福岡県では、バス・タクシードライバーに対する若者や女性等の関心向上と印象改善を図り、また、新規就労を促すため、その重要性や魅力を発信するプロモーション動画の制作・配信等を行うこととしています。

この事業を業務委託により実施するに当たり、受託者を選定するため、企画提案の募集を下記により実施します。

記

1 業務概要

(1) 業務名称

福岡県バス・タクシードライバー魅力発信業務

(2) 業務内容

別紙「福岡県バス・タクシードライバー魅力発信業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 予算上限額

12,546,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

契約締結日～令和7年3月31日

2 企画提案公募の参加資格

以下の要件を全て満たす者であること。

- ① 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑥ 福岡県内に本社又は事業所を有すること。

3 事業担当部局【企画提案書提出・問合せ先】

住 所：〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 9階北棟

福岡県企画・地域振興部交通政策課

電 話：092-643-3166 FAX：092-643-3227

メール：kousei@pref.fukuoka.lg.jp

4 企画提案公募のスケジュール（予定）

令和6年3月25日（月）	公募開始
4月 3日（水）	質問受付期限
8日（月）	質問回答（県ホームページ掲載）
10日（水）	参加申込書提出期限
17日（水）	企画提案書提出期限
4月下旬	プレゼンテーション及び審査会
5月上旬	審査結果通知
5月中旬	委託契約締結

5 企画提案公募に関する質問

(1) 受付期間

令和6年4月3日（水）17時まで（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式2号）を用いて、電子メールにより前記3の事業担当部局メールアドレス宛て提出すること。なお、口頭や電話による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を匿名化し、令和6年4月8日（月）を目処に県ホームページに掲載する。なお、公平性の確保や公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答しない。

(4) 説明会

企画提案公募に係る説明会は実施しない。

6 企画提案公募参加申込書の提出

(1) 提出書類

参加申込書（様式1号） 1部

(2) 提出期限

令和6年4月10日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

前記3の事業担当部局宛てFAX又は電子メールにより提出するとともに、受信確認のための電話連絡を行うこと。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かるものとする。とともに、過去の類似した業務の実績など、アピールできることがあれば記載すること。

A4版、片面印刷で作成し、表紙には、「福岡県バス・タクシードライバー魅力発信業務企画提案書」、提出年月日、事業者名を記載すること。

② 見積書

項目ごとに積算内容が分かるよう記載すること。

③ 添付書類

事業者の概要、組織体制、経営状況等が分かるもの（会社概要、パンフレット、直近の決算書等）を添付すること。

(2) 提出部数

10部

(3) 提出方法

前記3の事業担当部局宛て持参又は郵送により提出すること。

(FAX及び電子メール不可)

(4) 提出期限

令和6年4月17日(水) 17時まで(必着)

8 審査・選定方法

(1) 審査会日程

令和6年4月24日(水)～26日(金)のいずれか1日

※時間等の詳細については、各提案者において通知します。

(2) 審査方法

① 県が別に定める委員で構成された審査会において、前記2の参加資格を満たした事業者から提出された企画提案書類等についてプレゼンテーションを行い、最も評価の高い提案を行った1事業者を契約候補者として選定する。

② プレゼンテーションは、提出された企画提案書類を基に実施することとし、持ち時間は、1事業者30分(説明20分、質疑10分)程度とする。

③ 企画提案多数の場合は、書類審査を実施してプレゼンテーション参加者を決定する。書類審査の結果は、提案者全員に通知する。

(3) 審査基準

委託事業者の選定に係る審査基準は、別紙「評価項目表」のとおりとする。

(4) 選定方法

① 企画提案に対する審査会の評価点が満点の半分に満たない場合は、「選定事業者なし」とする。

② 提案者が1者の場合であっても、審査会において審査を行い、契約候補者として選定するか否かを決定する。また、提案者がいない場合は、事業内容を見直し、再度公募を行う。

③ 評価点の合計が最も高い企画提案が複数ある場合は、審査会の協議により契約候補者を決定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年5月上旬(予定)に、全ての提案者に対して文書で通知する。

なお、審査の結果、経緯、順位、得点等は公表しない。

9 企画提案参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ 実施要領等に違反すると認められる場合

- ⑤ その他、県が提示した事項に違反した場合
- (2) 著作権等
企画提案書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、全て提案者が責任を負う。
- (3) 複数提案の禁止
複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (4) 提出書類の変更の禁止
企画提案書提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は原則として認めない。
- (5) 提出書類の返却
提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 費用負担
企画提案書類の作成その他企画提案公募参加に要する経費等は、全て提案者の負担とする。
- (7) その他
 - ① 参加申込書を提出したにもかかわらず、企画提案書の提出がない場合又はプレゼンテーションへの参加がない場合は、辞退したものとする。
 - ② 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
 - ③ 企画提案書を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合において、該当する者が契約候補者となっている場合は、次順位の者と手続を行う。
 - ④ 企画提案書を提出した後に辞退する場合は、速やかに前記3の事業担当部局に連絡するとともに、書面（様式任意）により届け出ることとする。

10 契約に係る留意事項

- (1) 県は、審査会で選定された事業者を受託候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 契約に当たっては、提案内容を基に契約候補者と県で打合せの上、最終仕様を決定するが、契約協議の過程で、県が内容の修正を求めることがある。については、契約候補者決定後、契約候補者は改めて見積書を提出し、予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (3) 契約に当たっては、委託契約金額（消費税込み）の100分の10以上の金額を契約保証金として県に納付しなければならない。この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは契約期間終了時に全額返還する。なお、過去2年以内に同種及び同規模の契約実績が複数回ある等、福岡県財務規則第170条各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として証拠書類（領収書、振込が確認できる書類等）で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合費や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費、備品購入など財産取得となる経費は対象としない。